

京都市告示第 5 7 7 号

京都市水路等管理条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

京都市長 門 川 大 作

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	大原野水0039号	西京区大原野上里南ノ町981番地地先 同町151番地の 2 地先	

(建設局土木管理部道路明示課)